

寄 附 行 為

<設立 平成6年（1994年）4月1日>

<一部改正 平成9年（1997年）4月11日>

<一部改正 平成13年（2001年）1月24日 主務大臣の名の変更>

財団法人 渥美国際交流奨学財団

財団法人 渥美国際交流奨学財団

寄 附 行 為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人渥美国際交流奨学財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区関口3丁目5番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、諸外国から我が国の大学・大学院に留学する優秀な学生に対して奨学援助を行い、我が国と諸外国との相互理解の増進及び国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 外国人留学生に対する奨学金の支給
- (2) 奨学金の支給を受ける外国人留学生に対する生活指導及び助言
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定にあるものはその指示に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会

において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内（うち、理事長1名及び常務理事1名とする。）
- (2) 監事2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で、理事長及び常務理事を定める。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人には、評議員10名以上15名以内を置く。評議員現在数は理事現在数と同数以上とする。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任命する。
- 3 職員は、有給とすることができる。

第5章 会議

(理事会招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 27 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 評議員会の議長は、その会議において出席者の互選により定める。

- 3 第 25 条第 1 項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 28 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 選考委員会

(選考委員会)

第 29 条 この法人には、第 4 条第 1 号の事業にかかる選考を行うため、選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、5 名以上 7 名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- (3) 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が 2 名を越えて含まれてはならない。
- (4) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (5) 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (6) 第 16 条第 2 項の規定は、委員について準用する。

- 2 前項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は、理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体、又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(事務局の設置)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、選考委員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及

び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第35条 この法人は、保有する株式については、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式分割による新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

第36条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
- 3 第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

理事（理事長）	渥美伊都子	社団法人C I S V日本協会会長 財団法人日本ユニセフ協会常務理事 アジア婦人友好会副会長
理事（常務理事）	今西淳子	和英日本建築美術史用語辞典編纂会
理事	渥美直紀	大興物産株式会社社長
理事	栗田洋子（石倉洋子）	青山学院大学国際政治経済学部教授
理事	井内慶次郎	財団法人放送大学教育振興会会長 元文部事務次官
理事	片岡建之	財団法人癌研究会癌化学療法センター 主任研究員
理事	加美山節	国際基督教大学基金理事 元東京銀行取締役
理事	黒川光博	株式会社虎屋社長
理事	塩口直子（佐藤直子）	プロテニスプレーヤー
理事	田村次朗	慶応大学法学部助教授
理事	遠山友寛	弁護士
理事	永山治	中外製薬株式会社社長
理事	野辺地篤郎	元聖路加国際病院院長
理事	竹内裕子（宮崎裕子）	弁護士
監事	石井茂雄	会計士
監事	松岡誠司	株式会社日本債券信用銀行会長

この寄付行為は平成9年4月11日から施行する。